

昭和四十六年五月二十四日(月曜日)
午前十一時三十二分開会

川上 為治君
大谷 藤之助君
矢野 登君
山本 敬三郎君
竹田 現照君
井川 伊平君
植木 光教君
近藤 英一郎君

自治省財政局財政課長

泉渉君が選任されました。

か亀裂を生ずるとか流出をするとか、そういうこと

とは、総じて公害対策基本法のいわゆる公害というものの定義にないものでございますから、そういうものも含めて考えると、これは災害ということばを使ったほうがいいんじゃないかということ、災害ということばにいたしておるわけでございまして、もちろん粉じんあるいは騒音、そういうもの、あるいは汚水、これは公害に含まれておるものでございまして、こういうものもあわせて災害ということばで私どもは考えておるわけでございまして、ですからどちらというより、どちらも含んでそういうものなるべく事前に防止をしたい。これが今度の改正法案を出さしていただいたねらいでございまして。

○竹田現照君 この採石法で発生する公害と災害というものは、分けてみるとどういふことになりましか。これは武藤さんよりあるいは労働省が通産省のほうがおわかりかもしれませんが。

○政府委員(本田早苗君) ただいま武藤先生のほうからお話ございましたが、われわれとしては採石法に伴う問題点、公害的な意味の問題点という点になりますと、粉じんによる大気汚染あるいは洗淨水による水質の汚濁それから騒音、場所によっては地盤の沈下等の公害とそれから土地の崩壊、流出それから飛び石等による災害といえますか、公害といえますか、こういうものを全部含んでまいらうと考へておる次第でございまして。

○竹田現照君 三十八年に採石法を改正されたときには公害防止というものが趣旨だったようにお聞きしましたけれども、今度の改正法案では規制対象がほとんど変わっておりませんけれども、公害という表現が消えて災害という表現になっておりますけれども、その理由はどういふことですか。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 先ほども申し上げましたが、確かに三十八年に改正された採石法の三十二条の二に、「その公害防止の方法」と、こう書いてございます。ただ、このころは私どもの聞いておる範囲では、公害というものの定義ははっきりしていなかった。ところが四十二年八月

にできあがりました公害対策基本法には、その定義をいたしまして「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭」ということになっておるわけでございます。一応いまこの公害対策基本法に基づいて公害のいろいろの法律がつくられたり施策が行なわれたりしておるわけでございまして、しかしながら、これに必ずしも入らないものもあるのではなからうか。そうすると、ここで公害という名前であつておきまして、それにははずれた場合にはチェックができません、規制ができません、こういうことになると、かえってこれはまずいだらう、それよりも総称して災害ということばで、公害対策基本法に言つております公害もすべて含まれる、こういうことでやつたほうがいいのではないか、こういう考え方でございます。

○竹田現照君 通産省は「採石公害対策措置要綱」といふものを省議できめておりますけれども、それはいまのお答えとの関連はどういふことになりますか。

○政府委員(本田早苗君) さきに砂利採取法の改正が行なわれまして、その際、当委員会が決議がなされております。それには「岩石を破砕する等により骨材を生産する場合の災害防止について、採石法にも抜本的な検討を加える等速やかに適切な施策を講ずること」ということで、砂利採取法の災害の防止についての法的な整備が行なわれたことに伴ひまして、採石法についても砂利採取法の災害防止の体制というものと見合つて体制を整備することが必要だといふふうで考えたわけでございまして、これとの見合ひで、われわれとしては、規制につきましてはお話がありましたような問題点をすべて含めて対象に考えたのでございまして、その際、従来から公害といふことで法律的には三十八年に規制されておりましたので、そのまま公害対策要綱といふふうに表示しつつ、内容としては、先ほど御説明のあったような内容を全部含めて防止するといふ姿勢で対策要綱をつくらせてございまして。

○竹田現照君 対策要綱は四十四年ですね。今度の改正で、最初にお尋ねしたように、この公害といふものが抜けて、災害という武藤さんのお答えですけれども、それはさきにきめた対策要綱との関連は、そうすると含めたといふことになる、これはまた改めるのですか。改める必要が生ずることにならないのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(本田早苗君) 現行採石法には、公害に対する云々といふことで、公害という文字を使つて対策を講ずる規定があるものでございまして、その文字をそのまま対策要綱として使いました。ただ、今度法律改正がありまして、対策要綱でやつておつた内容が法の中に全部うたわれることに相なりますので、災害という表現によつてこれらを全部カバーするといふことに相なるといふふうを考へる次第でございまして。

○竹田現照君 そうすると、この措置要綱といふものはなくしてしまつていいのですか。

○政府委員(本田早苗君) 措置要綱にかつた採石法の改正が行なわれると、こういうことで、なくなつていいと思ひます。

○竹田現照君 それから、今度は登録制度をどううとしておるわけですね。これも三十八年に事前届け出制度というものに改めたわけですから、改正以来約八年ですが、この届け出制度を登録制度に変えなければならぬような事態といふものは、はたしてあつたのかどうか、この点ひとつ。

○政府委員(本田早苗君) 現行法の届け出制という制度に改正いたしましたについては、届け出によつて採石業の実態を把握しよう、こういうことになつておつたわけでございますが、採石業が非常に数も多くなつていふという事情等もかからみまして、届け出させれば着手できるという届け出制度のもとでは、事前に災害防止策をとらすといふ意味では問題があるといふふうを考へられるわけでございまして、実際の運用としましては、対策要綱で、問題のあるようなケースにつ

いては、もう画一的に災害防止のための防止方法の認可を受けさすといふようなことで運用上やつてまいつたわけでございますが、この趣旨を徹底いたしますと、登録制度に切りかえて、そして事前にはっきりと資格者のあるような場合は、これを登録しないといふふうな、今回は三十二条の四に「登録の拒否」という規定も盛りこんでございまして、事前にそういうことによつて未然防止について効果をさらにあげるというふうな私たちは理解いたしておる次第でございまして。

○竹田現照君 いまの御説明では、採石業者が年々ふえておると言つておりますけれども、四十二年から四十五年それは多くなつておると思ひませんが、これは提案者のほうにお聞きしたほうがいいと思ひますが、改正を考へられたわけですから、事前届け出制度では不十分だといふの局長のお答えと関連を、不十分であつたといふふうにお考へになつた理由はどこにあるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 現行の採石法は三十八年に改正されまして、事前届け出制に変わつたわけでございますが、その後、採石業の災害、公害問題が問題となりまして、事前予防が必要だといふことで、対策要綱を後ほど整備したと、こういうことでございまして。

○竹田現照君 それではお尋ねしますけれども、三十八年に法改正をしたときの採石業者と、それからいまの採石業者はどのくらいになつておりますか。

○政府委員(本田早苗君) いま手元に詳しくはございませんが、二十八年には千数百あったものが、現在は約八千になつておるといふような傾向でございまして、最近の砂利の不足に伴ひ、砕石により骨材の供給といたして三十八年当時から比べまして現在は採石業者が相当ふえておるといふふうを考へますが、数字は後ほど報告させていただきますと思ひます。

○衆議院議員(武藤嘉文君) いまの事前届け出と

この登録との問題でございますけれども、先ほど局長からお話ございましたように、事前届け出でやっておりまして、たとえば現行の採石法の三十二条の二を讀んでみますと、「公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることが出来る。」、こういうことになっておるわけでございますが、現に私もがあらちちらでよく聞きます例は、私どもの手元には資料としては四十二年、四十三年、四十四年、四十五年の資料をいただいておりますけれども、非常に公害あるいはそれ以外の災害、こういうものによる苦情が相当きておるわけでございます。そういう面からいって、やはりこれは届け出制度では不十分であらう、もっといってそれからしつかりと登録業者ということで登録をさせておいて、それでまずチェックをしよう。それから後ほどまた御質問いただけないかと思ひますが、登録だけでもまだはつきりしないので、採取ごとの、いわゆる許可を、許可といひますか、認可をとっていただく。こういう二つの面でチェックをしていくところにある災害の防止をやるのではないかと、こういうふううに考えておるわけでございます。

○竹田現照君 砂利採取法で登録制度に四十三年に改められておりますけれども、その改正後の砂利採取に伴う災害防止には、登録制度に改めることによつてどういふメリットがありますか。

○政府委員(本田早苗君) 登録制度のメリットでございますが、この災害については事前に災害防止を講ずることがきつて必要なものがございます。先ほども申しましたように、現行では届け出さえすれば着手できるといふことになっておりますから、事前の災害防止については、届け出の際にははつきりと確認できないわけでございますので、対策措置要綱によりましてケースを分類いたしまして、必要なケースと思われる場合には画一的に公害防止の方法を先に認可するように運用してまいつたわけでございます。今回登録制

度を採用しますと、登録によりまして事前に業者の実体が把握できますし、登録の要件としても、業務管理者の設置を制度としてとり入れておりますし、したがひまして、採石に伴う災害防止に十分な知識経験を持つ者をあらかじめ置くというこゝとによつて未然防止の効果をあげ得ますし、先ほども申し上げましたように三十二条の四で登録の拒否という制度を新たに設けることによりまして、採石関係につきまして命令違反、罰金刑に処せられたという過去の経歴のある者に対しては登録を拒否して、事前に災害の起こることを予防するというような制度がとり入れられることに相なりますので、従来の制度的な届け出制度よりは登録制度にしたほうが災害防止については効果があるというふうに考える次第でございます。

○竹田現照君 私の聞きましては砂利採取法で四十三年登録制度に改正をしていただけたけれども、砂利採取法ではどういふふうに登録制度によつて役立ったかというところをお聞きしたかったわけでございます。

○説明員(原野律郎君) 新砂利採取法が施行されましたのは昭和四十三年の八月でございます。この四十三年の八月を契機といたしまして発生件数、被害件数を正確に比較することは若干困難でございます。一応私も通産省に報告のありましたものを取り出してみますと、この新砂利採取法施行前の昭和四十一年一月から四十二年までの間に約八十件の被害件数が出ております。これに對しまして新砂利採取法施行後の四十三年一月から四十五年末までは約四十件というふうな半分に被害件数が減つております。

それからなお新砂利採取法におきましては都道府県に業者が出されました採取計画を認可したあとにおきまして、災害を発生するおそれがある場合には法二十二条によりましてこの変更を命ずることができるといふことになっておりますので、非常に指導監督がしやすい形になっております。

○竹田現照君 それでは業務管理者制度を今度三

十二条で採用することになっておりますけれども、この管理者の職務の内容は政令で定めることになっております。これは大体どんなことを定めようとなさつておるのか、これは三十二条十二項でございます。

時間がありませんから簡単に移りますが、管理者試験というのはどんなことをやるんですか。それから試験の内容、これは都道府県知事がやることになっておりますけれども、この試験内容は通産省が統一的につくつて、これを全国同じものでやる、そういうふうな理解していいんですか。

それから管理者は試験を受けられなくても、言ふならば経験者であつて同等の資格があればいいというふうなことも一つなると思ふんですけれども、その認定基準というふうなものは、一体試験を受けた者と受けなくてもいい者との関連をどういふふうになさるのか。以上四つお伺ひいたします。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 試験の内容とかその他につきましては局長からお答えをいただくとしまして、私から、一つは最初の全国統一的な立場でこれは試験をやつていただきたい、そういうことは私も提案者として役所のほうにお願いをいたしております。それからいま一つ私も申し上げておきたいことは、いわゆる認定試験は受けなくても都道府県知事が認定できるというのとはどういふことかというところでございますが、これは実際問題として現在業務に従事してある人の中で、しかも管理的な立場に立っている人の中で非常に災害防止には理解があつても、何といひますか、非常に年をとつてきておつて、そういう点の経験は豊富だけれども、どうも試験を受けるのは不得手だ、こういう人もあるようでございますので、現在の場合、そういう方々がそれによつて管理者になれないということも、これは酷ではないか、こういうことも考えましてこういう条件を入

れさせていただきます。

あとは局長のほうからお答えいただきます。

○政府委員(本田早苗君) 第一に業務管理者の職務内容でございますが、法律では通産省令で定めるといふことに相なつております。現在予定いたしておりますのは、採取計画の作成及び変更に参加すること、それから岩石の採取場において認可された採取計画に従つて岩石の採取を行なうように監督すること、それから岩石の採取に従事する者に対して岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施、またはその監督を行なうこと。それから帳簿の記載及び報告について監督すること。それから岩石の採取に伴う災害が発生した場合にその原因を調査し、その対策を講ずること等を業務管理者の内容として考えておる次第でございます。

それから業務管理者の試験の内容でございますが、試験問題の作成は御指摘のとおり国で一本で作成したいと考えております。業務管理者の試験は筆記による試験でございます。一つは関係法令に関する知識、関係法令としては採石法、鉱業法、公害対策基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、火薬取締法等が内容になると思ひます。第二点は岩石の採取に関する技術的な事項で、岩石の採掘に関する知識及び技能、これは掘採方法あるいは掘きく機械に関する知識及び技能、これはハッパの方法、ハッパ作業の管理方法、火薬理論に対する初歩的な知識。第三番目として岩石の破砕選別に関する知識及び技能。四番目として汚濁水の処理に関する知識及び技能。五番目として廃土、廃石の処理に関する知識及び技能。それから採掘終了時の措置に関する知識及び技能等を内容にした試験を実施したいといふふうな考えております。

それから第三番目といたしましては、業務管理者の認定制度をつくつておるが、認定の場合の基準はどういふ点でございますか、現在考えておりますものは、過去五年以上採石業に従事していたこと。それから過去に採石に伴う災害を生じさせた事実がないこと。それから通産大臣が行

なう講習を受講した者。現在も技術講習をやっておりますが、受講証等を交付しておりますので、これを受講したこと。この三つを満足する場合に認定の対象にしたいというふうに考えておる次第でございます。

○竹田現照君 いまのお答えにはちょっとあとでまた関連してお尋ねいたします。

労働省にお伺いしますが、採石業で死亡事故というのかなり多いように聞きますが、ここ二、三年の状況はどういうふうになっておりますか。

○説明員(中西正雄君) 採石業における死亡の状況でございますが、御質問のここ二、三年間の状況を申し上げますと、昭和四十二年には百七十七名でございます。それから四十三年に百八十二名、それから四十四年は二百一十一名と毎年ふえてきておりました。昨年にしまして規則改正等の効果も出てまいったというふうな事情もありまして、いまのところ大体百八十名程度に落ちつく見込みでございます。

以上でございます。

○竹田現照君 それに対してどういうふうな対策をなさっておりますか。

○説明員(中西正雄君) 労働省としましては、これらの労働災害を防止するために昭和四十四年、一昨年の十月一日に労働安全衛生規則の採石に関する条項を全面的に改正整備をいたしまして、昨年、昭和四十五年一月一日から施行しております。なお、毎年労働災害防止実施計画を立てておりますが、その中で採石業を重点業種として強力に災害防止についての監督指導を行なっておりますところでございます。

○竹田現照君 通産省にお尋ねしますが、採石業は先ほど約八千と言われましたけれども、その企業形態はどういうことになっておりますか。

○政府委員(本田早苗君) 約八千と申し上げましたが、詳しく申し上げますと七千八百八十六の企業でございます。そのうち砕き石を、結局、骨材生産を主とするものが二千四百十でございます。また、基石その他石材等を生産してあるものが五千

四百七十六でございます。そして、二十人以下の小規模のものが七千八百八十六の中で六千六百五十四、八四％が二十人以下の企業でございます。三百人以上の企業は五十八で、一・二％というところで、ほとんどが二十人以下の小規模業でやっております、こういうことでございます。

○竹田現照君 そこで労働省にお尋ねしますが、いまお答えになったように、採石業はほとんどが二十人以下、八四％。基準法による安全管理者制度というものは、したがって、選任の義務がないわけですね。ところが先ほどお答えがありましたように、年々二百人からの死亡事故が起きています。これは決して無視できないことだと思っております。そういう点で、採石業における安全管理者の選任状況というものは一体どういうことになってくるのか。それから現実には二百人からの死亡事故がどういふ形態で起きているかわかりませんけれども、もし二十人以下という八四％の企業にほとんどがあるとするれば、その点について労働省はどういうふうな考え、どういふふうな対策をなさっておられるのか。

○説明員(中西正雄君) 申し上げるまでもなく、事業場における労働災害を防止するのは事業者の責任でございますが、規模が相当大きくなりますと、やはり安全管理者を選任して安全管理を行なわせることが必要だと存じております。しかしながら、規模が三十人未満程度のいわゆる小、零細事業場におきましては、特に安全管理者を選任しなくても、使用者、事業主みずから安全管理を行なうことができるというふうな考えをいたしております。

○竹田現照君 最後に、先ほどの業務管理者制度ですけれども、いまの災害と安全管理者との関連、それから先ほど認定というのは五年以上過去に災害を起こしたことがないとか、いろいろ条件をあげられなければならないけれども、私がお尋ねした死亡事故等の発生企業というものは、八四％を占める二十人以下の企業に多いのではないかと、はつきりしませんけれども、もし多いとすれば、

そういうところが、先ほど局長のお答えになった試験を受けないで認定をするというふうなことになるか、あるいは受けなければならないというふうなことになるのかをお聞きして質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(本田早苗君) 先ほど申し上げました過去に採石に伴う災害を生じたことがないこと、という内容としては、われわれとしては、先ほど来申し上げております他人に対する危害を含めて公害並びに災害の発生原因となったことがないこと、こういうふうな考えをしております。いまの労働災害との関係については、現実の運用についてはよく考えさせていただきたいと思っております。

○上林繁次郎君 時間もありませんので、短刀直入にお尋ねをしたいと思います。いまも話がありまして、この業種は非常に零細が多いというところで、こちらで調べたところ、五十人以下の中小零細企業が全体の九三・五％くらいある。また、五人以下の個人企業が三・一％だ、こういうことなんですか。非常に零細だということですから、そこで、やはりこれらの業者に対する、言うならば中小企業施策、こういうものはどういふふうになつていくのか、この点からひとつお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(武蔵嘉文君) 当然その心配がございますので、十分にそういう点に対する処置はしたいと、私どもから中小企業庁のほうへ要望はしてございますので、具体的には中小企業庁のほうからお答えしていただきます。

○説明員(高橋清君) 先生御指摘の採石業を含めまして中小企業対策、とりわけ金融対策につきましまして、きわめて重要な問題でございますので、そのため、政府系関係中小企業三金融機関の融資機能の強化というのを重点に鋭意努力中でございまして、たとえば四十六年度におきまして、この政府系中小企業三金融機関の融資のワケは、前年度に比べて一八％増加の約一兆二千億円を確保してございます。また、こういった採石業を含めまして中小企業者が民間金融機関からも

資金の借り入れをしやすくするためにも、信用保険制度におきまして四十六年度におきましては約一兆五千億の中小企業信用保険の引き受けワケを確保してございます。また特に零細企業対策といたしましては、国民金融公庫の三百万円までの無担保融資というを中心といたしまして、中小企業金融公庫あるいは商工中金の融資機能を強化しておる次第でございますが、採石業におきまして、たとえば昭和四十五年におきましては国民金融公庫から約千五百件、約十四億円の融資を採石業に国民金融公庫からいたしております。また、今国会におきまして御審議の上、成立させていただきまして中小企業信用保険法の一部改正におきまして、零細対策といたしましての特別小口保険も五十万円から八十万円に引き上げておりますので、そういった制度もさらに活用してまいりたいと思っております。加えて、さらにきめこまかい対策といたしましては、先生御高承のとおり、骨材の生産を目的といたしまして石を採取する採石業の大部分は、石を砕くほうの砕石業と兼営でございますので、実はこの石を砕きますほうの砕石業も近代化業種の対象業種にいたしております。昭和四十一年度以降中小企業金融公庫から近代化資金の貸し付けを約三十五億円いたしております。また、採石業者が共同の石置き場をつくる場合、あるいは共同の作業場を建設する場合も、やはり中小企業振興事業団から共同化資金の貸し付けを行なっております。これも昭和四十二年以降約一億五千万円貸してございまして、こういった金融制度のほか、技術面、経営面、税制面につきましても、今後とも万全の措置をとりたいと思っております。

○上林繁次郎君 いま、いろいろの措置がなされていると、こういうお話ですけれども、いままでそういう措置がなされてきて、今後それでいいかという問題、あるいはまだこういうふうにしていかなければならぬと、そういった点についてはどのようにお考えですか。

○説明員(高橋清君) ただいま御説明申し上げま

したように、採石業の大部分は石を砕くほうの砕石業と兼営をしておりますが、この砕石業におきましては、設備近代化計画、これは昭和四十六年度末を目標といたしましての設備近代化計画をつくっておりますので、この近代化計画に沿って、この設備近代化計画の達成につとめていきたいと思っております。

○上林繁次郎君　そこで、採石法の施行にあつての担当官ですね、この担当官の問題ですけれども、この法律の実効を上げていくためには、どうしてもこの問題は非常に大切な問題だ、こう思います。そこで、この担当官の実態ですね、現在どういうことになっているのか、その点からひとつお答え願いたいと思っております。

○政府委員(本田早苗君)　現在、採石関係の定員といたしましては通産局に十七名でございまして、最近の採石業が非常に増加しており、これに対する監督業務が多くなつてまいつたということもございまして、採石関係業務を兼務させますの十六名を兼務させまして、現在三十三名で通産局としてはやつておるわけでございまして、これでもなお必ずしも業務の実態に十分でないということもございまして、鉱山保安監督部あるいは監督局並びに関係地方公共団体等と連絡をとりまして、共同監督体制をとつて現在やつておるわけでございまして。今回の法律改正がありまして、岩石の採取計画の認可等といった直接の監督業務はほとんど都道府県に移るわけでございまして、したがってこれら事務体制としては都道府県がやるということになるのでありますけれども、われわれといたしましては現在とつておる監督体制をそのままさらに有効に活用ができる体制でやつてまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○上林繁次郎君　まあその体制を有効に生かしてやつていきたいと、こういうことですけれども、実際に全国的に見ますと、いまも局長がおっしゃったように、採石場が約一万近い七千数百あ

るということ、そういう数が全国にあるわけですね。そこで、私の調べた昭和四十五年度では担当官は十七名というふうに承知してゐるんですが、これで実際にどうフルに体制を動かして、これはちよつと間に合わないのかと、こういう感じがするわけですね。そこで、もう一步はつきり、担当官に対してはこういうふうに増員計画を持つてゐるのだから、やはり増員をしていかなければ、これは私は間に合わないと思う。間に合わないから、せつかりつばな法律ができて、その実効はあがらない、こういうふうにお考えですか。

○衆議院議員(武藤嘉文君)　先生御指摘のとおりでございまして、私もその点を非常に心配をいたしておるわけでございまして。その点、今回の改正の中におきまして、そういう意味合いから、現在までは規制の権限を通産局長が持つておつたわけでございまして、これを都道府県各知事に移管をしようというの、実はそういう点を心配をいたしまして、どうしてもこのわずかな人間ではなかなか全体を見るということもむずかしいんじゃないか、これはもうどうしても都道府県知事をお願いをしてやらなければならぬ、こういうことで法改正を考えたわけでございまして。しかしそうかといつて、よほどこれ予算をこれからつけなければいけません、もうすでに予算はきまつておりますので、初年度においてはそれだからといってそれほど大きな効果はあがらないんじゃないかと私は心配をいたしておりますけれども、本年度は通産省の予算の範囲内でできるだけ都道府県知事をお願いをしてやつていただく、そして来年度からはこれは自治省とも話し合つて、交付税その他の金も都道府県にお返しをして、そして思い切つたひとつ災害を防止する方向で各県の職員の方に一生懸命やつていただく、こう考えておるわけでございまして。

○上林繁次郎君　都道府県知事に移管をする、こ

ういうことなんですね。国でやつても、いわゆる財政措置ができないがゆえに、担当官の数が少ない。国の段階でもそうなんです。県の段階にいつたときに、一体それが充足されるのかどうかというところ、やはり非常に問題だと思つて。やはり国のほうから相当援助をしていくという、そういう姿勢がなければ、私はせつかりつばな法律が実を結ばぬ、こういうふうにお考えですか。そこで自治省のほうはそういう立場から、採石業者に対する財政上の便宜、これをどういうふうに検討されておるか、その点ひとつお答え願いたい。

○説明員(森岡徹君)　御指摘のように、国ができないことを地方でできるという筋合のものではないと思つて。したがつて、積極的に政府としてあらゆる各般にわたる措置を御検討願いたいものだと思つてございまして、地方法政といたしましては、採石法の改正によりまして、採石業者の登録でありますとか、あるいは業務管理者試験の実施でありますとか、あるいは採取計画の認可でありますとか、各般の事務が知事に機関連任されることになっております。私どももいたしましては、砂利採取業の取り締まりにつきまして、地方交付税の基準財政需要額に必要経費を算入いたしております。今後はそれと同じような考えで地方財政需要額に算入していく、こういうことを検討していきたいと思つて。ただその際、砂利採取業についても同様でございまして、相当の手数料がございまして、その手数料は、交付税の基準財政需要額算定上は、特定財源として控除をする仕組みになっております。相当部分は手数料でまかなえるのではないかと、こういうふうにお考えでございます。

○上林繁次郎君　最後に、公害の問題ですが、先ほど公害の問題についても触れられておつたわけですが、実際の問題、たとえば千葉県ではずいぶん長い間水害等がなかったのだけれども、昨年の七月の一日の豪雨で、非常に大きな被害を受けた。そのときにたんばが土砂によつて埋まつた。この原因がやはり採石を盛んにやつておるま

すので、そこに原因があるのだということ、で、こういった公害問題ですね、あるいはまたハッパをかける、作業員はもちろんだけけれども、周辺に家屋がある、そういうところに飛び散るといふような問題が、いままでたとえば具体的な例だけれども、そういうところに住んでゐる人たちが抗議を申し込んで、なかなかそれが自分たちの意思が通らぬ、そうして相変わらずハッパがかつて被害を受ける、こういう問題がある。こういった公害問題に対してどういふような考え方を持つておられ、どのようにまた今後そういう点についての規制をしていくかという、こういう問題があるのですが、この点どうでしょうか。

○衆議院議員(武藤嘉文君)　今度の改正案の三十三条でございまして、今度は採取計画を、登録業者でございまして、採取をしたい場合には、事前に――その採取というのは、岩石を採取するだけじゃなくて、いまの御指摘の石を砕くほうも含んでございまして――その計画を出しまして、その認可を受けなければならぬ、ということにいたしておるわけでございまして。そしてその認可を受ける計画の中には、いろいろといま御指摘ございましたように、災害が起きないように、災害防止施設をどうつくっていくのかという具体的な出させることにいたしております。万が一、それで認可をしてやつておりました、災害必ずしも起きないとは限らないわけでございまして、そういう場合が起きたというときには、すぐさま変更命令を出すこともできますし、また、起きるといふ危険性のあるときには、緊急の停止命令もいつか下される、こういうことにはいたしまして、何とかひとつ事前に防止していきたい、こう考えておるわけでございまして。

○須藤五郎君　私は新幹線に乗つて東京から大阪に帰るときに、米原の付近に参りますと、伊吹山という、私たちが若いときにスキーをやつたりした、まああの地方としての名山だと思つて、それが、あの伊吹山の一面がセメント業者によつて、採石のために非常に変形され荒らされておる、あ

あいう面を見らるんですが、あれは日本の名山の一つですが、そういう山は採石場にしないで、やはり自然の美というものを私は保存しておくべきだと思ふのですが、そういうことに對して本法は何ら触れていないと思ふのです。その点どうお考えですか。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 石灰石は、現在の採石法の中には正直入っておりませんし、これは鉱業法のはうで規制をいたしておるわけでございませぬ。いまの御指摘、私もよく見ておるわけではございませぬが、ほんとうに残念だと思ひますけれども、伊吹山のあの地域の問題は、そういうことで鉱業法の適用を受けておるということではございませぬから、これでチェックするわけにいかないわけでございませぬけれども、その問題と離れまして、全体的にいま御指摘のように、たとえば私ども今度のこの問題をやるについても御指摘をいたさましたが、箱根の山の入口、やはり非常に採石をやっております、もう形態がすっかりくずれておる、こういうところがあるわけでございませぬ。こういう問題、新聞にも大きく取り上げられておりますし、何とかそういうものを規制していきたいと思ふのでございませぬけれども、残念なことがいままではそういうものに規制ができませんでした。今度はそれをぜひ事前に規制していきたいというところでございませぬが、まあ確かに御指摘のように、私もこの法案つくるときにも、たとえば環境保全というようなことを明文化したらどうかというところも私も実は検討したわけでございませぬけれども、正直はかの法律との関係やいろいろの考えますと、そこまでするもうたうというのはどうだろうかという御意見もございませぬ、この程度になったのでございませぬが、しかし、まあ認可の基準で、三十三条の四でございませぬけれども、抽象的には書いてございませぬけれども、そういういま先生の御指摘のような点は十分含んで、自然の美を破壊するというようなときにも、この三十三条の四をぜひ運用面で活用していただく、こういうことにはなっておるわけでございませぬ。

○須藤五郎君 鉱業権であるいはあれが取られていて聞かれますが、私は伊吹山だけの問題じゃないと思ふのです。滋賀県にはたくさん採石場がありまして、そして粉じんや騒音やいろいろなことで民家に被害を及ぼしている面があると思うのですが、例を言えば、明治鉱業のやっている米原の採石場などは家から百五十メートルほどしか離れていないところでハッパをかけて、この粉じんで屋根に石が飛んでくる、ほこりが入るといふことで非常に迷惑を受けておる、こういうことがあります。こういう点はあれでしようか、町長が異議を申し立てて、その停止を要請すれば、その採掘、採石を即刻停止して廃鉱してしまふということも可能になるわけですか。一たん許可したらそれを取り消すことができないということはないと、私はこの法案読んで理解したんですが、そのとおりであるか。それから伊吹山の鉱業権の問題ですが、これ一体何年間、鉱業権を与えておるのか。あの伊吹山をつくり鉱業権を与えておる、まあ何年間の後、百年くらいかかるかわかりませんが、そのうちにはあの伊吹山自体がなくなってしまうのかどうかというところでせうね。この伊吹山がなくなるときに、あの地方に対しては氣候の影響を相当与えると思ふのです。北からくる風をあすこで食いとめていられるから、そういう点はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 伊吹山の鉱業権の問題は局長からお答えいただくことにいたしました。その前の問題は、この認可の基準、三十三条の四で私どもはぜひひとつこれは役所にやっていただくことでございませぬが、いま御心配のようなことは、これから認可をするときに十分考えてやっていたらいい、こう考えております。

それからいまお話の市町村長の問題は、御指摘のように三十三条の十四で市町村長が要請をすれば、知事がそれを受けて調査をして、そして場合によれば変更命令を出したり、あるいは停止をすることができ、こういうことになっております。で、こういうものも大いに活用していただいで、やはり事態を一番よくわかっておるのは市町村長でございませぬので、今後はどしどしそういう問題が起る可能性のある場合にはこの条項を活用していただきたいと、私もはこう考えておるわけでございませぬ。

○政府委員(本田早苗君) 伊吹山の石灰石の採取の件でございませぬが、いまここに詳しいには持っておりませんが、おそらく石灰石の鉱業権として持っておると思ひます。したがって、まして、採掘の期限というものは、もし採取をしなくて休眠のままでおります場合には取り消しの条件が発生してくる場合がございますが、採取を続けておりますと期限というものはないわけでございませぬ。御指摘のように、非常にきつ立って削られておりますから、氣象等に影響が出てくるのではないかと、これは、いま氣象の影響というものはつまびらかにいたしておりませぬ、御容赦いただきたいと思います。

○須藤五郎君 そうすると、鉱業権には期限はない、そうすると、あの伊吹山全部がなくなるまで、鉱業権はあるということになるわけですか。そうしたらたいへんだと思ふのです。あの山はなくなってしまう、全山石灰石でできている山ですから。伊吹山の鉱業権があるというのでやるなら、山全体がなくなってしまうのじゃないですか。どうするつもりですか。

○政府委員(本田早苗君) 伊吹山全体が鉱業権の対象になっておるかどうかが、いまこでつまびらかにいたしません、対象は一部の鉱区として部分的に持っておるのが通常でございませぬ。この点の後ほど調べさせていただきますと思ひます。

という感じがするのですが、だからああいうことはやめたいと思ふのです。すなわち即刻。それでなかつたら日本の自然というものは守られないです。鉱業権が無制限にあるということだつたら、しましには伊吹山はなくなってしまう、山の形がかわつてしまふ。しかもここに大きな氣候の変化が起つてきます。あの辺からくる北風をばむ山がなくなるから、じかに岐阜県の方になだれ込むでしよう、あの辺の農作物がどうなるか、いろいろの点があると思ふ、そういうことを考えていかなかつたら、いまの鉱業権は無制限だということでは放置しておいたらたいへんなことになりませぬ。あなたは一部分かどうかという、際限はわからぬというから、わからぬものを追及してもしょうがないけれども、おそらくはあそこ石灰石を取るといふ鉱業権だつたら、あの山全体が……。ちよつぱりどこどこ線を引いて、ここまでする鉱業権でそれ以上取れぬというなら、あんなことになつてはいけません。あるならちゃんと聞かしてもらいたい。そういう点、提案者はこれはやっぱり留意していかなければいかぬと思ひます。

○衆議院議員(武藤嘉文君) ほんとうに御指摘のとおりでございませぬ、私も自然美を破壊してはいけない、やはりこれから環境を十分保全をしていかなければならぬ、これは考えております。先ほども申し上げましたとおり、運用面では十分そういう点は、われわれもこれは提案をした責任がございませぬので、十分これからチェックをしながらまいりたいと思ひます。いま御指摘の伊吹山、私も非常に近いところでございませぬから、そういう点は十分考えて私どももやっていきたいと思ひます。

○須藤五郎君 局長、伊吹山の鉱業権の範囲を、わからなければ調べてください。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘の伊吹山についての鉱業権の実態は、調査の上御連絡するようにいたしますと思ひます。

○委員長(川上為治君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。採石法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(川上為治君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 次に、請願の審査を行います。

請願第二二〇号医薬品の再販価格維持契約制度の存続に関する請願外七十八件を議題といたします。

本請願につきましては、慣例により、理事會において慎重に検討いたしました。以下、お手元に配付いたしました資料によりましてその結果を報告いたします。

第一五四号石炭対策に関する請願、第二四四三号日中貿易の拡大に関する請願、第三一八七号カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する請願、他に同趣旨のもの四十三件、第三二六〇号炭鉱の閉山停止、石炭産業の再建に関する請願、他に同趣旨のもの一件、以上四十八件の請願は、

いずれも本院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

この際おはかりいたします。ただいま報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、閉会中に委員派遣の必要が生じた場合は、これを行なうこととし、その手続等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する請願(第三一八七号)(第三一八八号)(第三一九九号)(第三一九〇号)(第三一九一

号)(第三一九二号)(第三一九三号)(第三一九四号)(第三一九五号)(第三一九六号)(第三一九七号)(第三一九八号)(第三一九九号)(第三二〇〇号)(第三二〇一

号)(第三二〇二号)(第三二〇三号)(第三二〇四号)(第三二〇五号)(第三二〇六号)(第三二〇七号)(第三二〇八号)(第三二〇九号)(第三二一〇号)(第三二一一

号)(第三二一二号)(第三二一三号)(第三二一四号)(第三二一五号)(第三二一六号)(第三二一七号)(第三二一八号)(第三二一九号)(第三二二〇号)(第三二二一

号)(第三二二二号)(第三二二三号)(第三二二四号)(第三二二五号)(第三二二六号)(第三二二七号)(第三二二八号)(第三二二九号)(第三二三〇号)(第三二三一

号)(第三二三二号)(第三二三三号)(第三二三四号)(第三二三五号)(第三二三六号)(第三二三七号)(第三三三八号)(第三三三九号)(第三三四〇号)(第三三四一

号)(第三三四二号)(第三三四三号)(第三三四四号)(第三三四五号)(第三三四六号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三三五〇号)(第三三五一

号)(第三三五二号)(第三三五三号)(第三三五四号)(第三三五五号)(第三三五六号)(第三三五七号)(第三三五八号)(第三三五九号)(第三三六〇号)(第三三六一

号)(第三三六二号)(第三三六三号)(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三七〇号)(第三三七一

号)(第三三七二号)(第三三七三号)(第三三七四号)(第三三七五号)(第三三七六号)(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)(第三三八一

号)(第三三八二号)(第三三八三号)(第三三八四号)(第三三八五号)(第三三八六号)(第三三八七号)(第三三八八号)(第三三八九号)(第三三九〇号)(第三三九一

号)(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三三九六号)(第三三九七号)(第三三九八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一

号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一

号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)(第三四二一

号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三〇号)(第三四三一

○三九号

第三一八七号 昭和四十六年五月七日受理

カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する請願

請願者

東京都田無市南町四ノ二ノ五南風荘内 小松之男外九十九名

紹介議員 向井 長年君

自然保護および教育上の見地から、法令でカスミ網の一般販売を禁止し、またその製造を規制されたい。

理由

カスミ網は、昭和二十二年の狩猟法により禁止されてはいるが、今日でもなおカスミ網による密猟は、広く行なわれ、年々一千万羽以上の小鳥が捕殺されている。

また、児童が、網を購入して密猟を行ない、知らずに法を犯すなどゆゆしい事態を生じている。これは、カスミ網の製造販売に何の規制もなく、網を容易に入手できることが大きな原因である。

第三一八八号 昭和四十六年五月七日受理

カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する請願

請願者

東京都国分寺市日吉町二ノ二五右藤雪岳外九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三一八九号 昭和四十六年五月七日受理

カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する請願

請願者

岡山県津山市一方五四ノ三 遠藤保文外五十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三一九〇号 昭和四十六年五月七日受理

カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三三二四号 昭和四十六年五月十一日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 神奈川県藤沢市長後七六 井上
康文外九十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三三三六号 昭和四十六年五月十一日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 長野県中野市東山四ノ三五 三石
敏外九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三三四七号 昭和四十六年五月十一日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 青森県むつ市川守町一〇ノ二七
佐々木経夫外九十九名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三四二二号 昭和四十六年五月十二日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 長野市泉町四七二 小林照重外九
十九名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三四七三号 昭和四十六年五月十二日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 東京都江東区高橋四ノ九 黒田啓
請願者 東京都江東区高橋四ノ九 黒田啓

外九十八名

紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五一七号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 東京都田無市南町四ノ二ノ八 海
瀬正次外九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五二二号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 東京都田無市向台町一ノ四ノ七
山岸亨外九十九名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五三九号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 東京都田無市向台町一ノ四ノ七
山岸亨外九十九名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五五二号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 東京都田無市向台町一ノ四ノ七
山岸亨外九十九名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五九号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 岐阜県各務原市那加前洞町三、七
八三三宅方 亀井正治外九十八名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五二〇号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 岐阜県恵那郡川上村 小泉紀子外
九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三五二二号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 群馬県多野郡万場町大字生利三四
一 菅沼幹雄外九十九名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三六四八号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 千葉市あやめ台二ノ二五ノ四〇二
窪田徳子外九十九名
紹介議員 足鹿 寛君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三六四九号 昭和四十六年五月十三日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 群馬県多野郡万場町大字生利三四
一 菅沼幹雄外九十九名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

請願(二通)

請願者 岐阜県養老郡養老町宇田一八八ノ
一 田中博外百八十四名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三八二九号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 茨城県水戸市末広町三ノ七ノ六
黒田克己外四十九名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三八三〇号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 岐阜県土岐市駄知町西灶 水野勝
外九十九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三八三一号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 岐阜県土岐市妻木町若宮 横井晋
外九十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三八三二号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 青森県むつ市緑町五ノ四 田中実
外九十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三八三三号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願
請願者 青森県むつ市緑町五ノ四 田中実
外九十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願

請願者 東京都町田市矢部町二、八四五
鈴木章夫外九十三名

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

第三三八三三号 昭和四十六年五月十四日受理
カスミ網の一般販売禁止及び製造の規制に関する
請願

請願者 東京都田無市南町一ノ一四ノ一七
川崎力外九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三二六〇号 昭和四十六年五月十日受理
炭鉱の閉山停止、石炭産業の再建に関する請願

請願者 福岡県大牟田市上宮町三ノ四三
柿野茂外二十六名

紹介議員 阿具根 登君

石炭政策に関し、左記事項の実現を図りたい。
一、今後いつさいの閉山を停止する措置を確立す
ること。

二、現行の第四次石炭政策を抜本的に改正し、石
炭産業の真の再建発展と、炭鉱労働者・地域住
民の生活と雇用の確保を約束できる新石炭政策
を可及的すみやかに確立すること。

理由

第四次石炭政策決定後の大量スクラップ化は、石
炭産業の壊滅をたどるばかりでなく、炭鉱労働者
や産炭地住民の生活をうばい、わが国経済の自主
的発展にとって重大な打撃を与えるものである。

第三二六一号 昭和四十六年五月十日受理

炭鉱の閉山停止、石炭産業の再建に関する請願

請願者 北海道空知郡栗沢町万字曙町一
鈴木秀司外百五十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三二六〇号と同じである。

第三四六二二号 昭和四十六年五月十二日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢善行団地二ノ
一四ノ四〇四 狩野真志外四名

紹介議員 安永 英雄君

对中国ブランド輸出を実現し、日中貿易の振興を
図るため、「吉田書簡」を即時、無条件に撤廃され
たい。

理由

一、中国は本年から第四次五箇年計画に入り、こ
れに対応して西欧各国は大幅的なブランド輸出
を進めるべく準備中である。この状況下でわが
国が、かつての中国の第三次五箇年計画の際と
同様に、再び「吉田書簡」のためにブランド輸
出の好機を失えば、きわめて大きな損失をこう
むることは必至である。

二、一九六四年吉田元首相が蔣介石「政権」の張群
秘書長あてに出した私信である「吉田書簡」が、
对中国ブランド輸出を不可能にし、对中国貿易
に障害となつていくだけでなく、日中関係の改
善を阻害している事実、何びとにとつても納
得できないことである。

第三六六二二号 昭和四十六年五月十三日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉上ノ二二一 松
山露美外四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三七九五号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山三ノ一四ノ四三
酒井哲夫外九名

紹介議員 額谷 英行君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九二五号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島二ノ一ノ二
〇 尾形のり子外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九二六号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町九一七 原田
真外七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九二七号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ二
三ノ六 川田裕司外十九名

紹介議員 木村禰八郎君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九二八号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区弘道二ノ三ノ一六
南条克巳外九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九二九号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸本町一、一五一
芦野俊郎外八名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三〇号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川越市三光町三五ノ一三
長夏也外九名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三二号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 千葉県花見川八ノ一五ノ四〇二
西田光雄外九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三三二号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 神奈川県高座郡座間町座間入谷
五、五九七 東山隆一外九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三三三三号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都杉並区清水一ノ三六ノ一五
赤坂晋外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三三四号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 千葉市作草部町六四七ノ四〇 森
本勝豊名九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三三五号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込一ノ六ノ一〇
後野靖彦外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三四六二二号と同じである。

第三九三六号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷五ノ三、〇

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九三七号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 埼玉県上尾市小敷谷一、〇五四ノ

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九三八号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台北七ノ四

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九三九号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市松浪一ノ七ノ三

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四〇号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区東水元一ノ三ノ一

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四一号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区宝町三ノ二一 渡部

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四二号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都豊島区上池袋一ノ二九ノ一

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四三号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願(十一通)

請願者 東京都足立区栗原町一、五五五

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四四号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市岩瀬一ノ一九ノ五

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四五号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 横浜市磯子区丸山一ノ一八ノ一四

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四六号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一ノ四三五

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四七号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町二ノ一七ノ

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四八号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区鎌倉四ノ一四ノ四

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第三九四九号 昭和四十六年五月十四日受理

吉田書簡撤廃に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町二ノ一二八

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第四〇三八号 昭和四十六年五月十五日受理

吉田書簡撤廃に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区旗の台二ノ九ノ九

紹介議員 鈴木敬一外八十名

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

第四〇三九号 昭和四十六年五月十五日受理

吉田書簡撤廃に関する請願(二通)

請願者 神奈川県川崎市上麻生一、八六八

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三四六二号と同じである。

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案(案)

寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案

寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、寡占事業者が供給する寡占商品の価格等について必要な規制を行なうことにより、一般消費者の利益を保護し、もつて物価の安定に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「寡占商品」とは、第五条第一項の規定により公正取引委員会が公示した商品を用いる。

2 この法律において「寡占事業者」とは、第五条第二項の規定により公正取引委員会が公示した製造事業者をいう。

(価格等の規制)

第三条 寡占事業者は、その供給する寡占商品については、その価格を不当なものにしてはならない。

2 寡占事業者は、その供給する寡占商品に係る広告費及び交際費については、当該寡占商品の原価に占める広告費及び交際費の割合が、公正取引委員会規則で寡占商品ごとに定める割合をこえないようにしなければならない。

3 前項に規定する広告費及び交際費の範囲、算定の期間及び方法並びに原価の算定の方法については、公正取引委員会規則で定める。

4 寡占事業者から寡占商品の供給を受けてその寡占商品を販売する事業者(以下この項において「販売事業者」という。)がある場合において、当該販売事業者が当該販売事業者に対して支配関係(株式の所有等の関係が公正取引委員会規則で定める支配関係をいう。)を有するとき

は、当該販売事業者が当該寡占商品に関して支出する広告費及び交際費のうち、公正取引委員会規則で定める割合の部分については、当該寡占事業者が当該寡占商品に支出する広告費

及び交際費とみなして、前二項の規定を適用する。

(調査等)

第四條 公正取引委員会は、商品で寡占商品に該当するものであるかどうか及び製造事業者で寡占事業者に該当するものであるかどうかを調査するため、毎年、前年の十二月三十一日以前三年間における商品ごとの各製造事業者の供給量及び全製造事業者の総供給量を調査するものとする。

2 製造事業者であつて前条第四項又は第五條第三項に規定する支配関係を有するものは、公正取引委員会規則の定めるところにより、株式の所有等の関係その他必要な事項を公正取引委員会に届け出なければならぬ。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による調査に必要があると認めるときは、商品の製造事業者に対して必要な報告を求めることができる。

4 公正取引委員会は、第一項の規定による調査に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は商品の製造事業者の団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(寡占商品及び寡占事業者の公示)

第五條 公正取引委員会は、前条第一項に規定する調査に基づき、毎年一回、定期に、一の商品について、前年の十二月三十一日に現に存する製造事業者のうち、同日以前三年間に供給した供給量の多い順に三以内のもの又は十以内のものそれぞれ当該三年間に供給した総供給量が、同日に現に存する全製造事業者の当該三年間に供給した総供給量に占める割合が、それぞれ百分の六十以上又は百分の九十以上である商品を、官報で公示しなければならない。

2 公正取引委員会は、前条第一項に規定する調査に基づき、毎年一回、前年の十二月三十一日に現に存する一の製造事業者で、前項の規定に

より公示すべき商品を提供するものについて、同日以前三年間にその供給した当該商品の供給量が、同日に現に存する全製造事業者の当該三年間に供給した当該商品の総供給量に占める割合が百分の十以上である製造事業者を、同項の規定による公示と同時に、官報で公示しなければならない。

3 一の商品を提供する二以上の製造事業者であつて、当該製造事業者間に第三條第四項に規定する支配関係があるものは、これらを一の製造事業者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前年の十二月三十一日に現に存する製造事業者のうち、同日以前三年間において合併により存続し、又は設立した法人がある場合には、当該合併により消滅した法人が当該三年間に供給した一の商品又は寡占商品の供給量は、それぞれ、当該合併により存続し、又は設立した法人である製造事業者が当該三年間に供給した供給量とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

5 一の商品を区分する分類については、公正取引委員会規則で定める。

(価格等の届出)

第六條 寡占事業者は、その供給する寡占商品について、公正取引委員会規則の定めるところにより、その価格並びにその原価に占める広告費及び交際費の割合を公正取引委員会に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

(勧告)

第七條 公正取引委員会は、寡占事業者が第三條第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該寡占事業者に対して、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(価格等の公表)

第八條 公正取引委員会は、前条の規定による勧告をした場合において、寡占事業者がその勧告に従わなかつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該寡占事業者の当該違

反に係る寡占商品の価格並びにその原価に占める広告費及び交際費の割合を公表するものとする。この場合において、原価もあわせて公表することができるとする。

(弁明の機会の供与)

第九條 公正取引委員会は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る寡占事業者に弁明の機会を与えなければならない。

この場合において、公正取引委員会は、当該公表に係る寡占事業者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該公表をする事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(報告及び検査)

第十條 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度において、寡占事業者について、その業務に必要と認めるときは、又はその職員にその業務所若しくは事務所に立ち入り、その業務に係る帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項又は第六條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四條第三項又は前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條の規定、同条第二項又は第三項の規定に係る第十一條及び第十二條の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(公正取引委員会の職員の増員)

2 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の職員の定員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の四の二に次の一号を加える。

六 寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律(昭和四十六年法律第号)の施行に関すること。